令和７年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

北茨城市

あんちゃん

こうちゃん

申告期限

令和７年１月３１日（金）必着！！

※前年と変わりがなければ、申告書の備考『２資産の増減なし』に〇を
該当資産がなければ『３該当資産なし』に〇をして提出してください。

〈目次〉

１－１　償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
１－２　償却資産の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
１－３　建物附帯設備の家屋と償却資産との区別・・・・・・・・・・・・・・・２
２－１　償却資産の申告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
２－２　国税（法人税・所得税）との主な違い・・・・・・・・・・・・・・・・６
２－３　業種別の主な償却資産と耐用年数・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
２－４　太陽光発電設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
３－１　申告の方法と提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
３－２　電子申告（eLTAX）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
４－１　税額等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
４－２　非課税・課税標準の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
４－３　先端設備等に係る課税標準の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
４－４　東日本大震災に係る代替償却資産の特例・・・・・・・・・・・・・・・１５
５　よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
６－１　償却資産申告書（償却資産課税台帳）の書き方・・・・・・・・・・・１８
６－２　種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方・・・・・・・・・・・１９
６－３　種類別明細書（減少資産用）の書き方・・・・・・・・・・・・・・・２１
７　調査協力及び過年度遡及について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
８　問い合わせ先及び申告書の提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

１－１　償却資産とは

（１）　法令

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産(鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。)でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。)をいう。ただし、自動車税の種別割の課税客体である自動車並びに軽自動車税の種別割の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものとする。*（地方税法第３４１条第４号（固定資産税に関する用語の意義））*

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、総務省令の定めるところによって、毎年１月１日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を１月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。*（地方税法第383条（固定資産の申告））*

１－２　償却資産の種類

種類別に主なものを分類すると、下表のとおりです。（総務省ＨＰ　参考）

資産の種類			内容
第１種	構築物	構築物	構内舗装、屋外駐車場舗装路面、煙突、貯水池、門、塀、水槽、ネオン塔、庭園、緑化施設、橋、軌道、岸壁、桟橋、基礎のないプレハブ倉庫等の建物等
		建物附属設備	造作設備、建物附属設備等は、固定資産税において通常は家屋に含めて評価しますが、次に掲げるものは償却資産として取り扱います。 １　建物の所有者以外の者が施工した事業用造作設備、建物附属設備等 ２　建物の所有者が施工した設備であって次に掲げるもの ①　生産事業（製造、加工、修理等）の工程上必要な設備（工場における動力用電気設備、製品の洗浄用・冷却用の給排水設備、加熱用のガス設備、ボイラー設備等） ②　建物から独立した諸設備（ネオン広告塔設備、屋上看板、スポットライト、外灯、電話交換機等） ③　据付式厨房設備、洗濯設備等のサービス業務用設備
第２種	機械及び装置		工作機械、電気機械、化学機械、建設機械（ブルドーザー、パワーショベル、その他の自走式作業用機械）、印刷機械等 冷暖房用（ボイラー、燃焼装置、冷凍機械等）の附属設備 運搬設備その他物品の製造、修理等に使用する機械及び装置、太陽光発電システム等
第３種	船舶		貨物船、油そう船、客船、ボート、はしけ、漁船等
第４種	航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第５種	車両及び運搬具		大型特殊自動車等 （分類番号が０、00～09、000～099（建設機械に該当するもの）又は９、90～99、900～999（建設機械以外のもの） ※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車、トラック、小型特殊自動

		車（小型フォークリフト、トラクター等）、バイク等は対象外です。
第６種	工具、器具及び備品	測定工具、検査工具、取付金具、鍛圧工具、切削工具、雑工具、机、パソコン、椅子、ロッカー、金庫、タイプライター、計算機、レジスター、陳列ケース、ルームエアコン、看板・ネオンサイン、医療機器、理美容機器、テレビ、電話機、冷蔵庫、監視カメラ、自動販売機等

※　平成２９年以降建築の膜構造の建築物（テント倉庫等）は償却資産ではなく家屋となります。
平成２８年以前のものについては、償却資産として引き続き申告してください。

１－３　建物附帯設備の家屋と償却資産との区別

（１）　家屋と償却資産の区別

建物附帯設備は、家屋と償却資産に区分して評価します。

※　家屋として取り扱うもの

家屋の所有者が所有する建築設備で、家屋と構造上一体となり、その家屋の効用を高めるもの

※　償却資産として取り扱うもの

①　構造的に家屋と一体でないもの（屋外給水塔、独立煙突、簡単に取り外して移動できるもの等）

②　独立した機械・装置としての性格が強いもの（受変電設備、電話交換機等）

③　工場等における特定の生産又は業務の用に供されるもの（電気設備、ガス設備等）

④　サービス設備としての性格が強いもの（ホテル・病院等の厨房設備、洗濯設備等）

（２）　テナントが取り付けた家屋の附帯設備

テナント入居者等の、家屋の所有者以外の方がその事業の用に供するために取り付けた家屋の附帯設備については、償却資産としてテナント入居者に申告義務があります（地方税法第３４３条第１０項及び北茨城市市税条例第５４条第８項）。

※　店子（たなこ）資産

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">区分</td><td>オーナー
施工部分</td><td colspan="2">テナント
施工部分</td></tr>
<tr><td>主体構造部
内外装・建築設備</td><td>第１種付合資産
内外装等※1</td><td>第２種付合資産
建築設備等※2</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成１６年３月３１日以前に取り付けた家屋の付帯設備</td><td>権原（※３）　有
（賃借権等）</td><td rowspan="3">オーナーが所有
（家屋で評価）</td><td>オーナーが取得
（家屋に含めて評価）</td><td>テナントが留保
（テナントが償却資産として申告）</td></tr>
<tr><td>権原（※３）　無
（賃借権等）</td><td colspan="2">オーナーが取得
（家屋に含めて評価）</td></tr>
<tr><td colspan="2">平成１６年４月１日以後に取り付けた家屋の付帯設備</td><td colspan="2">テナントの所有とみなす（法第３４３条第１０項）
（テナントが償却資産として申告）</td></tr>
</table>

※１　第１種付合資産（民法第２４２条本文の規定より）

家屋の主体構造部の所有者が当該資産の所有権を取得し家屋に含めて評価します。

（例）固定間仕切り、内部仕上げ、外部仕上げ、床仕上げ、天井仕上げ等

※２　第２種付合資産（民法第２４２条ただし書の規定より）

当該資産の所有権は賃借人等に留保されるもので、家屋に含めないものとして取り扱います。

（例）畳、建具、電気設備等

※３　権原…一定の法律行為、または事実行為をすることを正当化する法律上の原因のこと。

【注意】網掛け部分の所有がテナントからオーナーになった場合には、家屋に含めて評価されます。

〈家屋と償却資産の区分例（一般的な例）〉　（○…家屋　　●…償却資産）

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者		
			同じ場合		異なる場合
			家屋	償却資産	償却資産
建築工事	内装、造作等	床、壁、天井仕上げ、店舗造作設備等	○		●
電気設備	受変電設備	設備一式		●	●
	予備電源（蓄電池）設備				
	発電設備				
	中央監視制御装置				
	電力引込設備	引込工事		●	●
	動力配線設備 電灯コンセント配線設備	設備一式	○		●
	電灯照明設備	屋外設備、特定の業務用の設備等（ネオンサイン、投光器スポットライト等）		●	●
		上記以外の照明設備	○		●
	電話設備	電話機、交換機、電源装置等の機器		●	●
		配管、配線、ボックス類等	○		●
	LAN 設備	設備一式		●	●
	インターホン設備	配管、配線類、集合玄関機等	○注１		●
	拡声装置（放送）設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		●	●
		配管、配線類等	○		●
	監視カメラ等設備	監視カメラ、受像機等の機器		●	●
		配管、配線類等	○		●
	自動車管制装置	設備一式	○		●
	盗難非常通報装置				
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用の設備		●	●
		上記以外の設備	○		●
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用の設備		●	●
		上記以外の設備	○		●
	給湯設備	局所式給湯設備（瞬間湯沸器等）		●	●
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設	○		●

		備等			
	衛生器具設備	大小便器、洗面器、浴槽等	○		●
空調設備	冷暖房設備	ルームエアコン（壁掛、据置型等）		●	●
		家屋と一体となっている設備（天吊、天井埋込型等）	○		●
	換気設備	設備一式	○		●
防災設備	火災報知設備	設備一式	○		●
	避雷設備				
	消火設備	ホース、ノズル、ガスボンベ、消火器等		●	●
		消火栓設備、スプリンクラー等	○		●
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベアー等		●	●
		エレベーター、ダムウェーター、エスカレーター等	○		●
	厨房設備、洗濯設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店、旅館、病院等）		●	●
		上記以外の設備	○		●
	その他	機械式駐車場設備（ターンテーブル装置を含む。）、駐輪設備、冷凍冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、文字・袖看板、簡易間仕切、カーテン、ブラインド等		●	●
外構工事	外構工事	門、塀、緑化設備、アスファルト舗装等		●	●

（注１）　平成２６年１月１日以前に取り付けた親機、子機、集合玄関機は、償却資産として取り扱います。

２－１　償却資産の申告について

（１）　申告していただく方

令和７年１月１日現在、北茨城市内に償却資産を有している法人又は個人の方です。地方税法第383条の規定により、毎年１月１日（賦課期日）現在の所有状況を申告する義務があります。

（２）　申告対象となる資産

法人の方は固定資産台帳や法人税申告書別表等を、個人の方は所得税等の申告書における減価償却費の計算欄や固定資産を管理している帳簿等をもとに記入してください。

また、次のような資産も、事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

①　償却済資産（減価償却が終わり、帳簿上備忘価格で計算されている資産）

②　簿外資産で事業の用に供することができる資産

③　遊休資産（維持補修が行われているが、稼働を休止している資産）

④　未稼働資産（すでに完成しているが、まだ稼働していない資産）

（監督官庁の許認可を必要とする場合には、許認可を受けた日、発電用設備については系統連系工事が完了し売電が開始した日、一貫作業系統に係る設備については連続した生産工程が全て完成した日が事業の用に供した日となります。）

⑤　建設仮勘定で経理されている資産

⑥　決算期以降に取得された資産で未だ固定資産勘定に計上されていない資産

※　取替資産における取替法、鉱業用坑道における生産高比例法を除き、全て一律に旧定率法によるものとして、定額法を採用していません。

※　前年中に取得された償却資産の算定に当たり、その償却資産の取得月にかかわらず、一律に半年償却の率を用い、税務会計における原則的な方法として月割償却法を採用していません。

（３）　割賦販売により購入した資産

割賦販売については、所有権は売主に留保されている場合であっても、原則として買主が申告することになります。

（４）　リース資産

資産の所有権が移転しないリース（所有権移転外リース）については、原則として、その資産の所有者であるリース会社に申告義務があります。

ただし、譲渡条件付リース等の所有権留保付割賦販売に相当するもの等は、使用者が申告を必要とする場合がありますので、取扱い不明の場合は、リース会社に御確認ください。

（５）　申告対象とならない償却資産

①　自動車や原動機付自転車等、自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの（Ｐ１）

②　無形固定資産（鉱業権、商標権、アプリケーションソフトウエア、営業権、特許権等（Ｐ１））

③　繰延資産（創立費、開業費等）

④　耐用年数（資産が利用に耐え得るとして法定された年数）が１年未満又は取得価格が１０万円未満のもので、必要経費や損金に算入している資産（P６）

⑤　取得価格が２０万円未満のもので、３年間で一括償却している資産（Ｐ６）

⑥　用途廃止資産（生産方式の変更、機能の劣化、旧式化等の理由によって、現実には使用されなくなり、将来ほかに転用する見込みもなく、解体撤去もされないで、廃棄同様にあるもの及び将来においても使用しないことが客観的に明確なもの等については、課税客体から除かれます。）

（6）　損金算入・必要経費にした資産と固定資産税での申告区分

区分 取得金額	法人		個人	
	法人税	固定資産税	所得税	固定資産税
１０万円未満	損金算入	―	必要経費	―
	減価償却	申告対象		
	３年一括償却	―		
１０万円以上 ２０万円未満	減価償却	申告対象	減価償却	申告対象
	３年一括償却	―	３年一括償却	―
２０万円以上	減価償却	申告対象	減価償却	申告対象

※　平成２０年４月１日以降に締結された法人税法第６４条の２第１項又は所得税法第６７条の２第１項に規定するリース資産（売買扱いとするファイナンスリース）の場合、取得価格が２０万円未満のものは上の表にかかわらず、申告の対象外となります（地方税法施行令第４９条）。

※　平成２８年３月３１日までに取得した３０万円未満の資産のうち、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」が適用となるものであっても、固定資産税はこの特例は適用されませんので申告の対象となります。

２－２　国税（法人税・所得税）との主な違い

税目 項目	固定資産税	国税 （法人税・所得税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	法人　事業年度 個人　暦年
減価償却の方法	定率法 減価率は、法人税等の「旧定率法」で使用する償却率と同じ。	定率法・定額法（選択制）
前年中の新規取得資産	半年償却（１／２）	月割償却
圧縮記帳の制度（※１）	認められません。 圧縮前の取得価額としてください。	認められます。
特別償却・割増償却（※２） （租税特別措置法）	認められません。	認められます。
増加償却（※３） （法人税法・所得税法）	認められます。 （届出書の写しが必要となります。）	認められます。
陳腐化資産の一時償却 （法人税法・所得税法）	認められます。 （届出書の写しが必要となります。）	認められます。
評価額の最低限度	取得金額の１００分の５	備忘価格（１円）
改良費（資本的支出）	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価します。）	区分評価（一部合算も可）

※１　国庫補助金、保険金等により資産を取得した場合に、その取得した価格から受贈益、譲渡益等に相当する額を控除した額を取得価格とすること。固定資産税では「適正な時価」を課税標準としていることから認められません。

※２　特定の償却資産の取得時に、普通償却額又は普通償却限度額に加えて取得価格の一定割合を必要経

費又は損金の額に算入すること（租税特別措置法）。固定資産税では認められません。

※３　企業の生産活動が景気の好況等に伴って活発となり、機械及び装置の使用時間が事業の通常の経済事情における機械及び装置の平均的な使用時間を超える場合に、償却額を一時的に増加すること。固定資産税でも、資産の減価の実態に配慮し、税務会計に準じて認められます。

２－３　業種別の主な償却資産と耐用年数

業種	主な償却資産の内容
共通	舗装路面（コンクリート敷１５年、アスファルト敷１０年）、工場緑化施設７年、その他の緑化施設及び庭園２０年、電気設備（蓄電池電源設備６年、その他のもの１５年）、屋外広告塔（金属製２０年、その他１０年）、袖看板（金属製１８年、その他１０年）、立て看板３年、事務机１５年、椅子１５年、応接セット８年、ロッカー１５年、キャビネット１５年、パソコン４年、サーバ５年、プリンタ５年、コピー機５年、エアコン６年、タイムレコーダー５年、AV 機器５年、レジスター５年
小売・飲食業	冷蔵ストッカー（電気式を除く。）４年、冷蔵庫６年、自動販売機５年 食卓５年、椅子５年、厨房機器５年、レジスター５年、カラオケ機器５年、冷蔵庫６年
理容・美容業	理美容椅子５年、消毒殺菌器５年、タオル蒸器５年、パーマ器５年、サインポール　３年
クリーニング業	洗濯機１３年、脱水機１３年、ドラム機１３年、プレス機１３年、給排水設備１５年
食肉鮮魚販売業	冷凍機９年、肉切断機９年、挽肉機９年、冷蔵庫６年、陳列ケース（冷凍又は冷蔵機能付６年、その他のもの８年）、電子秤５年
自動車修理業	自動車整備業用設備１５年、測定工具５年、検査工具５年
金属加工業	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備６年、その他の設備１０年
医療業	消毒殺菌用機器４年、手術機器５年、血液透析又は血しょう交換用機器７年、ハバートタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器６年、調剤機器６年、光学検査機器（ファイバースコープ６年、その他８年）、歯科診療ユニット７年、レントゲンその他の電子装置を使用する機器（移動式、救急医療用、自動血液分析器４年、その他６年）、その他（陶磁器製・ガラス製３年、金属製１０年）
不動産賃貸・駐車場業	露天式立体駐車場設備１５年、機械式駐車場設備 10 年、金属造の塀１０年、コンクリートの塀１５年、無人駐車管理装置５年
娯楽業	パチンコ台２年、パチスロ台３年、ゲーム機３年、両替機５年
印刷業	デジタル印刷設備４年、製本設備７年、新聞業用設備（モノタイプ、写真又は通信設備）３年、その他の設備１０年
土木・建築業	ブルドーザー６年、パワーショベル６年
ガソリン販売業	地下タンク８年、計量機８年、洗車機８年
農業	ビニールハウス１４年、穀物乾燥機７年、コンバイン・トラクター等の大型特殊自動車７年
太陽光発電設備	太陽光発電システム１７年、防草シート１０年、舗装路面（コンクリート敷１５年、アスファルト敷１０年）、金属造の塀１０年、監視カメラ５年

※　例外として、次の耐用年数も適用となります。

①　中古見積耐用年数…減価償却資産の耐用年数等に関する省令第３条の規定により見積もった耐用年数

②　耐用年数の短縮…法人又は青色申告書を提出する個人所有の減価償却資産について、国税局長の承認を受けたときは当該耐用年数

２－４　太陽光発電設備

家屋の屋根（建材型を除く。）、野立て等に太陽光発電設備を設置し、事業用資産に該当する場合は、ソーラーパネル等が償却資産の課税対象となりますので申告が必要です。

設置者及び発電規模別の課税区分

<table>
<tr><td rowspan="3">設置者</td><td>個人（住宅用）</td><td>売電するための事業用資産とならないため、償却資産として課税の対象となりません。
※10ｋW以上の太陽光発電設備は、事業の用に供している資産となるため、償却資産の課税の対象となります。</td></tr>
<tr><td>個人（事業用）</td><td rowspan="2">事業の用に供している資産となるため、全量売電か余剰売電かにかかわらず、償却資産の課税の対象となります。</td></tr>
<tr><td>法　　人</td></tr>
</table>

３－１　申告の方法と提出書類

（1）　初めて申告される方、以前「該当資産なし」で申告された方

令和７年１月１日現在、北茨城市内に所有するすべての資産について申告してください。

次の表の区分により〇印の書類を提出してください。

提出書類／区分	申告書	種類別明細書	留意点
		増加資産・全資産用	
申告する資産がある方	〇	〇	全ての資産を記入
申告する資産がない方	〇	×	申告書備考欄の「該当資産なし」に〇

（2）　前年度以前に所有する資産について申告されたことがある方

前年中（令和６年１月２日～令和７年１月１日）に増減があった資産及び申告漏れ資産について申告してください。作成に当たっては、種類別明細書等を御確認ください。次の表の区分により〇印の書類を提出してください。

提出書類／区分	申告書	種類別明細書		留意点
		増加資産用	減少資産用	
資産の増減がない方	〇	×	×	申告書備考欄の「資産の増減なし」に〇
増加した資産がある方（申告漏れがある方）	〇	〇	×	申告書備考欄の「資産の増減あり」に〇をし、前年中増加した資産、前年前に増加した資産で申告漏れを記入
減少した資産がある方（申告漏れがある方）	〇	×	〇	申告書備考欄の「資産の増減あり」に〇をし、前年中減少した資産、前年前に減少した資

				産で申告漏れ資産を記入
資産の増減がある方	○	○	○	申告書備考欄の「資産の増減あり」に○をし、前年中増減した資産、前年前増減した資産で申告漏れ資産を記入
廃業・解散・転出された方	○	×	○	申告書備考欄の「廃業・解散・転出年月日」に○をして日付の記入

※　申告内容の修正について

資産の種類・名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数を誤って申告したものを修正する場合には、種類別明細書（減少資産用）に誤ったものをそのまま記入し、種類別明細書（増加資産・全資産用）に正しいものを記入してください。

※　平成 20 年度税制改正により耐用年数が改正された資産について

固定資産税（償却資産）は、既存分を含め平成 21 年度分から改正後の耐用年数が適用されます。減価残存率が変更しても取得当初に遡って再計算するものではありません。**種類別明細書（増加資産・全資産用）の耐用年数が改正前耐用年数の場合は朱字で訂正し、摘要欄に「省令変更」と記入の上、提出してください。**

※　種類別明細について

前年度において所有されている償却資産について印刷された種類別明細書を同封しています。内容を必ず確認の上、令和７年度の申告書を作成してください。

なお、この明細書は、該当資産なしで申告されている方、今年初めて申告される方、明細書を希望されていない方には同封されません。

（3）　企業電算方式（全資産申告）により申告される方

事業者自らの電算システムにより全ての償却資産について、耐用年数、減価率、評価額、課税標準額を申告する場合、法人税・所得税との違いに注意してください。（P6）

【提出書類】

① 償却資産申告書

② 全資産の明細

③ 増加の明細

④ 減少の明細

※増減資産のある場合は、お手数でも**③④の書類の提出**に御協力ください。

（提出がない場合、申告内容確認の問い合わせをする場合があります。）

また、自社の申告書等を使用する場合は、市からお送りした申告書又は、所有者コード（７ケタ）を記載したものを提出してください。

３－２　電子申告（ｅLTAX）

北茨城市では電子申告サービス（ｅLTAX）による申告受付を行っています。電子申告サービス・利用方法の詳細はｅLTAX ホームページ（http://www.eltax.lta.jp/）を御覧いただくか、ヘルプデスクまでお問い合わせください。

問い合わせ先（受付時間９：00～17：00 土・日・祝日・年末年始を除く。）

ｅLTAX ヘルプデスク　　電話 0570-081459(ハイシンコク)

上記の電話でつながらない場合　電話　03-5521-0019

４－１　税額等について

（１）　評価額の計算方法

・前年中（令和６年）に取得したもの

取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝価格（評価額）

・前年前（令和５年以前）に取得したもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝価格（評価額）

※　１点当たりの評価額に対して、小数点以下は**切捨て**です。（四捨五入ではありませんので御注意ください。）

①　申告していただいた資産を、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして１件ずつ計算し、資産の評価額を算出します。

※　消費税の取扱い…国税において税込経理をしている場合は税込価格を、税抜経理をしている場合は税抜価格を取得金額としてください。消費税免税事業者は、税込経理となります。

※　取得価額…償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業用に供するために直接要した費用を含む。）をいいます。

②　以後、毎年この方法により、計算して評価額が取得価額の５％になるまで償却します。評価額が取得価額の５％未満になる場合は、５％でとどめます。（耐用年数が経過したとしても、評価額が必ず5%未満になるとは限りません。）

減価率・減価残存率一覧表（固定資産税では旧定率法で計算します。）

固定資産評価基準別表第１５「耐用年数に応ずる減価率表」

耐用年数	減価率（ｒ）	減価残存率		耐用年数	減価率（ｒ）	減価残存率	
		前年中取得（1－ｒ/2）	前年前取得（1－ｒ）			前年取得（1－ｒ/2）	前年前取得（1－ｒ）
—				１１	0.189	0.905	0.811
2	0.684	0.658	0.316	１２	0.175	0.912	0.825
3	0.536	0.732	0.464	１３	0.162	0.919	0.838
4	0.438	0.781	0.562	１４	0.152	0.924	0.848
5	0.369	0.815	0.631	１５	0.142	0.929	0.858
6	0.319	0.840	0.681	１６	0.134	0.933	0.866
7	0.280	0.860	0.720	１７	0.127	0.936	0.873
8	0.250	0.875	0.750	１８	0.120	0.940	0.880
9	0.226	0.887	0.774	１９	0.114	0.943	0.886
１０	0.206	0.897	0.794	２０	0.109	0.945	0.891

（例）　取得価額 250,000 円、取得時期　令和６年３月、耐用年数４年のパソコンの場合

耐用年数５年の減価残存率　前年中取得のもの…0.781　前年前取得のもの…0.562

令和　７年度　250,000 円×0.781＝ 195,250 円

令和　８年度　195,250 円×0.562＝ 109,730 円

令和　９年度　109,730 円×0.562＝　61,668 円

令和 10 年度　　61,668 円×0.562＝　34,657 円

令和 11 年度　　34,657 円×0.562＝　19,477 円

令和 12 年度　　19,477 円×0.562＝　10,946 円＜12,500 円（取得価額の５％）

※　令和 12 年度で算出額が取得価額の５％（12,500 円）より小さくなりますので、令和 12 年度以降は 12,500 円（取得価額の５％）が評価額となります。

（２）　課税標準額

令和７年１月１日現在の償却資産の価格（評価額）の合計額が課税標準額となります。

なお、課税標準の特例の規定が適用される場合は、その資産の評価額に特例率を乗じて課税標準を計算します。

（３）　税額の計算方法

課税標準額の合計 （1,000 円未満切捨て）	×	税率 （1.4%）	＝	税額 （100 円未満切捨て）

（４）　免税点

償却資産の課税標準額の合計が１５０万円未満の場合は、課税されません。

ただし、免税点未満でも申告は必要です。

（５）　納期

年税額は、４回の納期（４月、７月、１２月及び２月）に分けて納税します。

４－２　非課税・課税標準の特例

（１）　非課税に該当する資産をお持ちの方

地方税法第 348 条及び附則第 14 条の規定により非課税となる資産を新たに取得した方は、非課税に該当することが確認できる書類を添付して「固定資産税・都市計画税非課税申告書」を提出してください。

（２）　課税標準の特例に該当する資産をお持ちの方

地方税法第 349 条の３、附則第 15 条等の規定により課税標準の特例の適用を受ける資産を新たに取得した方は、特例に該当することが確認できる書類を添付して「固定資産税課税標準の特例適用申告書」を提出してください。（特例適用期間中は毎年申告書を提出してください。）

※　非課税申告書及び特例適用申告書は、北茨城市税務課固定資産税係に請求するか、北茨城市のホームページからダウンロードしてください。

【申請書のダウンロード】

北茨城市ホームページ　http://www.city.kitaibaraki.lg.jp

TOP⇒申請書・届出書ダウンロード⇒税務課・税関係申請書等

（TOP 画面のサイト内検索ボックスで「税関係申請書」で検索してください。）

課税標準の特例の対象となる償却資産（主なもの）　　（※）は「わがまち特例」

特例対象資産等		適用条項	特例課税率	添付書類
ガス事業用資産		第 349 条の３第２項	最初の５年間　1/3 次の５年間　　2/3	ガス事業法に基づく許可の写し
外航船舶		第 349 条の３第４項	1/6	船舶原簿、船籍票及び登録票の写し　等
準外航船舶			1/4	
内航船舶		第 349 条の３第５項	1/2	船舶原簿、船籍票及び登録票の写し　等
家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業の用に供するもの		第 349 条の３第２７項 第 349 条の３第２８項 第 349 条の３第２９項	1/2（※）	認可証の写し
被災償却資産に代わる償却資産等と認められるものの取得又は改良が行われた資産		第 349 条の３の４	取得又は改良後最初の４年間 1/2	詳しくはお問い合わせください。
汚水又は廃液の処理施設		附則第 15 条第２項第１号	1/2（※） R6.4.1～R8.3.31 取得分	特定施設設置（使用、変更）届出書の写し
ごみ処理施設		附則第 15 条第２項第２号	1/2 R6.4.1～R8.3.31 取得分	一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写し
一般廃棄物の最終処分場		附則第 15 条第２項第３号	2/3 R6.4.1～R8.3.31 取得分	
産業廃棄物処理施設		附則第 15 条第２項第４号	1/3 R6.4.1～R8.3.31 取得分	一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写し又は環境大臣の認定を受けている場合は、それがわかる書類の写し
公共下水道の使用者が設置した除害施設		附則第 15 条第２項第５号	3/4（※） R6.4.1～R8.3.31 取得分	除外施設新設等届出書の写し
太陽光発電設備	1,000ｋW 未満	附則第１５条第２５項第１号イ	最初の３年間　2/3（※） R6.4.1～R8.3.31 取得分	再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写し
	1,000ｋW 以上	附則第１５条第２５項第３号イ	最初の３年間　3/4（※） R6.4.1～R8.3.31 取得分	
風力発電設備	20ｋW 未満	附則第１５条第２５項第１号ロ	最初の３年間　2/3（※） R6.4.1～R8.3.31 取得分	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し
	20ｋW 以上	附則第１５条第２５項第３号ロ	最初の３年間　3/4（※） R6.4.1～R8.3.31 取得分	
水力発電設備	5,000ｋW 未満	附則第１５条第２５項第３号ハ	最初の３年間　3/4（※） R6.4.1～R8.3.31 取得分	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し
	5,000ｋW 以上	附則第１５条第２５項第４号イ	最初の３年間　1/2（※） R6.4.1～R8.3.31 取得分	

<table>
<tr><td rowspan="2">地熱
発電設備</td><td>1,000ｋW 未満</td><td>附則第１５条第２５項第１号ハ</td><td>最初の３年間　2/3（※）
R6.4.1～R8.3.31 取得分</td><td rowspan="2">再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し</td></tr>
<tr><td>1,000ｋW 以上</td><td>附則第１５条第２５項第４号ロ</td><td>最初の３年間　1/2（※）
R6.4.1～R8.3.31 取得分</td></tr>
<tr><td rowspan="3">バイオマス
発電設備</td><td>20,000ｋW 以上</td><td>附則第１５条第２５項第１号ニ</td><td>最初の３年間　2/3（※）
R6.4.1～R8.3.31 取得分</td><td rowspan="3">再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し</td></tr>
<tr><td>10,000ｋW 以上
20,000ｋW 未満</td><td>附則第１５条第２５項第２号</td><td>最初の３年間　6/7（※）
R6.4.1～R8.3.31 取得分</td></tr>
<tr><td>10,000ｋW 未満</td><td>附則第１５条第２５項第４号ハ</td><td>最初の３年間　1/2（※）
R6.4.1～R8.3.31 取得分</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定事業所内保育事業</td><td>附則第１５条第旧 32 項</td><td>最初の５年間　1/2（※）
H29.4.1～R6.3.31 設置されたもの</td><td>企業主導型保育事業費（運営費）助成決定通知書の写し、認可外保育施設設置届出書の写し</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">令和５年４月以降に中小事業者等が先端設備導入計画に基づき取得した先端設備等</td><td rowspan="3">附則第１５条第４４項</td><td>（賃上げ表明なし）
最初の３年間　1/2
R5.4.1～R7.3.31 取得分</td><td rowspan="3">・認定設備等導入計画に係る申請書及び認定書の写し
・認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書
・投資計画に関する確認依頼書
・基準への適合状況に関する書類
（認定経営革新等支援機関に提出したものの写し）
※賃上げ方針表明による特例率の適用を希望する場合
・従業員への賃上げ方針の表明を証する書面</td></tr>
<tr><td>（賃上げ表明<u>あり</u>）
最初の５年間　1/3
R5.4.1～R6.3.31 取得分</td></tr>
<tr><td>（賃上げ表明<u>あり</u>）
最初の４年間　1/3
R6.4.1～R7.3.31 取得分</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和５年４月以前に中小事業者等が先端設備導入計画に基づき取得した先端設備等及び家屋及び構築物</td><td>旧附則第６４条</td><td>最初の３年間　0（※）
H30.6.6～R5.3.31 取得分
※家屋及び構築物については
R2.4.30 以降取得分</td><td></td></tr>
</table>

※　上記の表は、地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）以後の基準の主なものを示したものです。

※　「特例率」欄内に記載の期間より前に取得した資産についても、特例の適用を受けられる場合がありますので該当すると思われる資産をお持ちの方は御相談ください。また、上記以外の特例に関するお問い合わせは、北茨城市税務課固定資産税係にお願いします。

※　地方自治体が特例率を条例で定めることができる仕組み「わがまち特例」が導入されています。北茨城市のわがまち特例については、市のホームページで御覧ください。

４－３　先端設備等に係る課税標準の特例

（１）　概要

中小事業者等の方が、本市が認定を行う「先端設備等導入計画」に基づいて新たに取得した機械装置、器具備品といった設備等について、固定資産税の課税標準の特例が適用されます。

（２）　対象者

中小事業者：常時使用する従業員が 1,000 人以下の個人事業主

中小企業者：資本金又は出資金の額が１億円以下の法人（大企業の子会社を除きます。）、又は常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人

（３）　対象設備等

先端設備等導入計画に基づき取得した生産革命の実現に向けた設備投資に係る設備等

【要件】

①　投資利益率が年率５％以上の投資計画に記載された設備

②　生産、販売活動等の用に直接供されるものであること。

③　中古資産でないこと。

④　北茨城市の導入促進基本計画に適合し、かつ、認定を受けていること。

【対象設備等の種類（最低取得価格）】

①　機械装置：（１６０万円以上）

②　測定工具及び検査工具（３０万円以上）

③　器具備品（３０万円以上）

④　建物附属設備（６０万円以上）（家屋と一体となって効用を果たすものを除きます。）

（４）　取得期限及び課税標準額の特例率

①　令和５年４月１日～令和７年３月３１日取得分（賃上げ表明なし）

…取得の翌年度から３年間１／２

②　令和５年４月１日～令和６年３月３１日取得分（賃上げ表明<u>あり</u>）

…取得の翌年度から５年間１／３

③　令和６年４月１日～令和７年３月３１日取得分（賃上げ表明<u>あり</u>）

…取得の翌年度から４年間１／３

（５）　提出書類

【共通】

①　先端設備等計画に係る認定申請書及び認定書の写し

②　リース契約書の写し

③　公益社団法人リース事業者協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し

※　②及び③は、リース事業者の申告の場合

【償却資産】

①　固定資産税課税標準の特例適用申告書（償却資産）

②　工業会等による仕様書等証明書の写し

【その他】

「賃上げ表明あり」の場合は、従業員にその旨表明したことを証する書面の写し。

４－４　東日本大震災に係る代替償却資産の特例

（１）　特例対象

東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等

※　代替償却資産とは、原則として次の要件を満たすものをいいます。

①　被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一のもの

②　代替される被災償却資産が、原則として平成２３年度において償却資産課税台帳に登録されていて、償却資産の罹災証明が発行されているもの（発行は商工観光課になります。）

（２）　取得期限

平成２３年３月１１日から令和６年３月３１日までの間に取得したもの

（３）　特例率

取得の翌年から４年度分に限り、課税標準を１/２に軽減します。

（４）　提出書類

該当になるときは、償却資産申告書と併せて、以下の書類を提出してください。

①　東日本大震災により被災した固定資産（償却資産）の代替特例適用申告書

※　申告書は、北茨城市税務課固定資産税係まで請求するか、北茨城市のホームページからダウンロードしてください。

②　被災償却資産が東日本大震災により滅失又は損壊した旨を証する書類（罹災証明書等）

③　被災償却資産が所在したことを証する書類（平成２３年度償却資産課税台帳等）

※　北茨城市で被災した資産について、北茨城市でその代替資産を取得する方は提出不要です。

④　その他

代替償却資産の取得者が、被災償却資産の所有者の相続人である場合又は合併法人である場合にも、特例の適用が認められます。この場合は、次の書類を添付してください。

ア　相続人の場合…相続人であることを証する書類（戸籍謄本等の写し（市役所市民課窓口））

イ　合併法人の場合…合併法人であることを証する書類（登記簿謄本の写し等（法務局））

※　必要に応じて上記以外の書類を提出いただく場合があります。

５　よくある質問

Ｑ１　令和５年に事業を開始し、令和６年度の償却資産の申告をしました。その後、新たな取得及び廃棄した資産はありません。こういった場合でも毎年申告をしなければなりませんか？

Ａ１　地方税法第 383 条の規定により、毎年１月１日現在の資産を１月末日までに申告する必要があります。申告書の備考欄の「２.増減資産なし」に〇をして提出してください。

Ｑ２　会社の決算は９月です。償却資産の申告はいつまでにすればいいですか？

Ａ２　償却資産の申告は１月１日現在の事業用資産について１月末日までに申告していただくことになっています。決算以後に資産の増減があった場合、申告漏れのないよう注意してください。

Q3　アパート経営をしています。国税の申告はしていますが、償却資産の申告も必要ですか？

Ａ３　所得の計算上、建物以外の減価償却の対象となるものが償却資産の申告対象となります。

例：アスファルト舗装、フェンス、自転車置き場、外灯、浄化槽、受変電設備、太陽光発電設備（建材型を除く。）等

償却資産として申告していただく資産の例

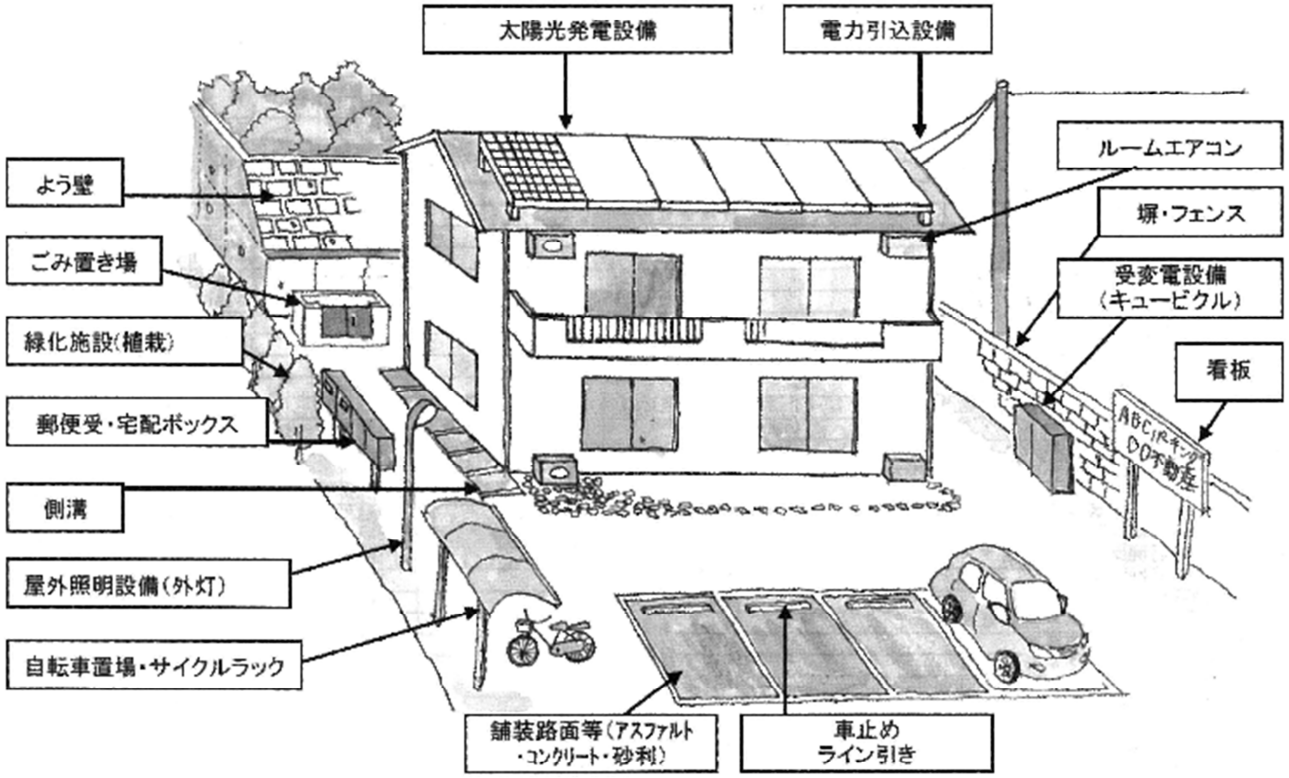

資産の種類	資　産　例
構　築　物	外構工事（駐車場舗装、門、塀、側溝、緑化施設(植栽)、ネット、フェンス、自転車置場、外灯)、看板等の広告設備、ごみ置き場など
建物付属設備 機械・装置	受変電設備（キュービクル)、電力引込設備、屋外給排水設備、屋外ガス設備、太陽光発電設備（屋根材一体型ソーラーパネルを除く）など
工具・器具・備品	ルームエアコン（壁掛型)、郵便受、宅配ボックスなど

Ｑ４　事業用に償却資産を所有していますが、耐用年数が経過して国税の減価償却はすでに終えています。このような場合でも事業用に供している場合には申告が必要ですか？

Ａ４　その資産が事業用に供することができる限りは償却資産の申告対象です。また、評価額の最低限度額は、取得価格の５％です。

なお、現在使用されていない資産で、将来も使用できないような廃棄同様の状態にあるもののほか、将来においても使用できないことが客観的に明確であるものは、申告の対象となりません。

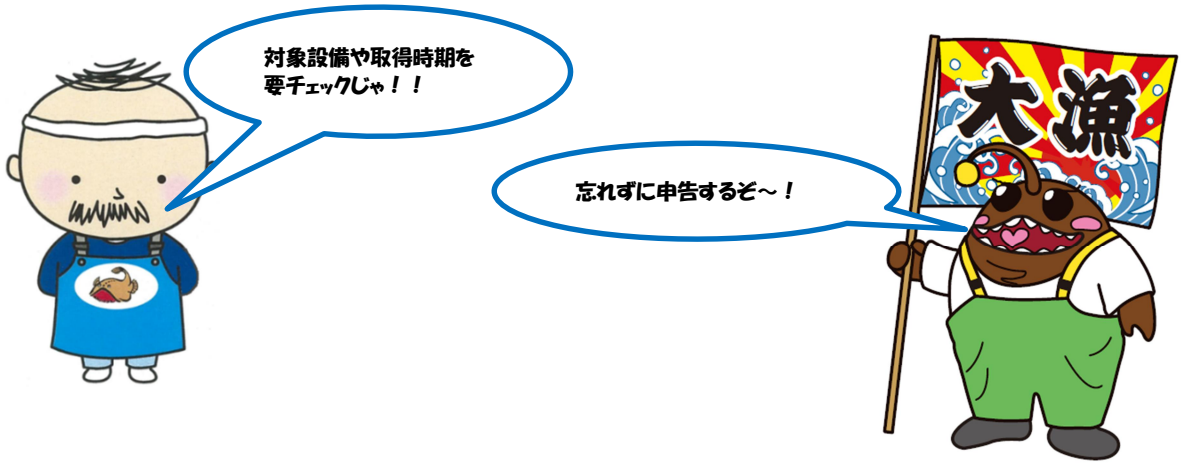

６－１　償却資産申告書（償却資産課税台帳）の書き方

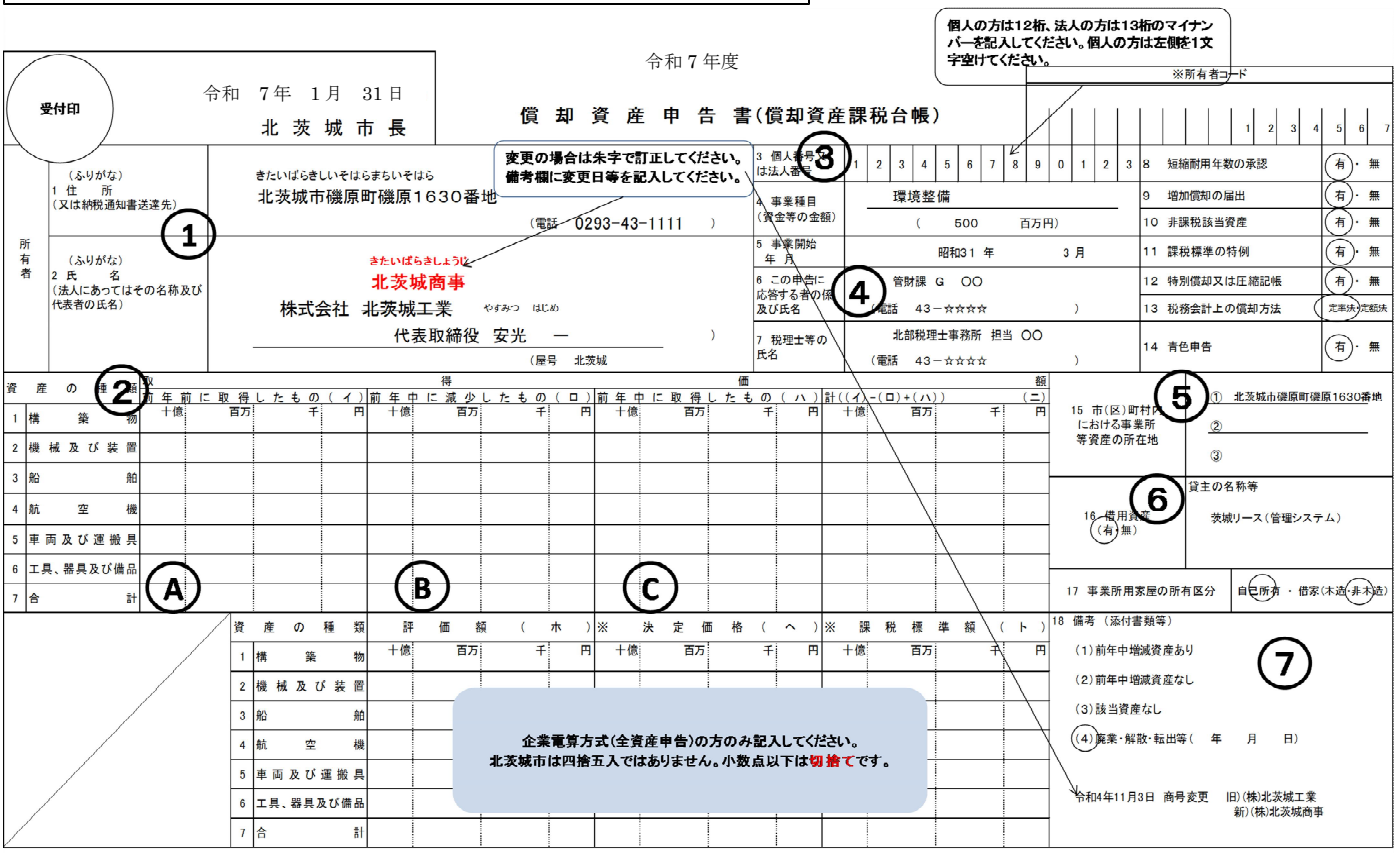

課税標準の特例や非課税の適用申請を新たに取得した場合は、特例適用申請書や非課税適用申告書のほか、特例、非課税該当ができる書類を提出してください。また、耐用年数の短縮や増加資産を新たに適用した資産がある場合は、国税局長の耐用年数の短縮や増加償却を新たに適用した資産がある場合は、国税局長の耐用年数短縮承認通知書や税務署長の増加償却の届出書等の写しを提出してください。

①　住所、氏名

ア　異動があったとき。

住所・氏名等が変更になった場合は、変更箇所を朱字で訂正の上、備考欄又は別紙に異動事由、異動年月日等の参考となる事項を記入してください。北茨城市内に事業所がある法人の場合は、北茨城市税務課に「法人の設立等に関する申告書」も提出してください。

イ　登記簿上の所在地とは違う場所に本社機能があるとき、支社・支店・営業所で経理事務を行っているとき。

申告書にあらかじめ印刷してある住所は、原則として登記簿上の所在地になります。申告書に記載されている住所以外（支社・支店・営業所等）に申告書、納税通知書（所有資産が償却資産のみの場合）等の送付を希望する場合は、備考欄又は別紙に送達先を記入してください（任意様式）。送達先を設定した場合、申告書及び納税通知書の宛名には送達先の住所が印刷されますが、登録されている内容に変更はありません。また、<u>送付先を担当の税理士等に設定することはできません。</u>

償却資産以外に土地、家屋をお持ちの場合は、別途「書類の送付先変更（解除）届」が必要になります。

②　取得価額

ア　減少及び増加した資産について、資産の種類ごとに取得価額の計を記入してください。

イ　Ⓐは前年度の「種類別明細」の取得価額の合計を記入し、Ⓑは減少資産の合計を、Ⓒは増加資産の合計を、それぞれ記入してください。

③　個人番号又は法人番号

個人の方は個人番号（12桁）を、法人の方は法人番号（13桁）を記入してください。個人番号は**左側を１文字**空けて記入してください。

④　申告に応答する者の係及び氏名

申告書を作成した方の係、氏名と連絡先電話番号を必ず記入してください。

⑤　事業所等資産の所在地

北茨城市内にある資産の所在地を記入してください（太陽光発電設備の設置場所等）。

⑥　借用資産

リース会社からのリース等借用資産があるときは、貸主の名称等を必ず記入してください。

⑦　備考欄

ア　（１）から（４）までの該当する項目に〇をつけてください。

イ　一般方式（増減申告）から企業電算方式（全資産申告）に変更するとき（その逆も含む。）は、必ずその旨を記入してください。

ウ　会社が合併等した場合には、合併前のすべての会社名、資産の移転先等を必ず記入してください（書ききれない場合は別紙で構いません。）。

６－２　種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方

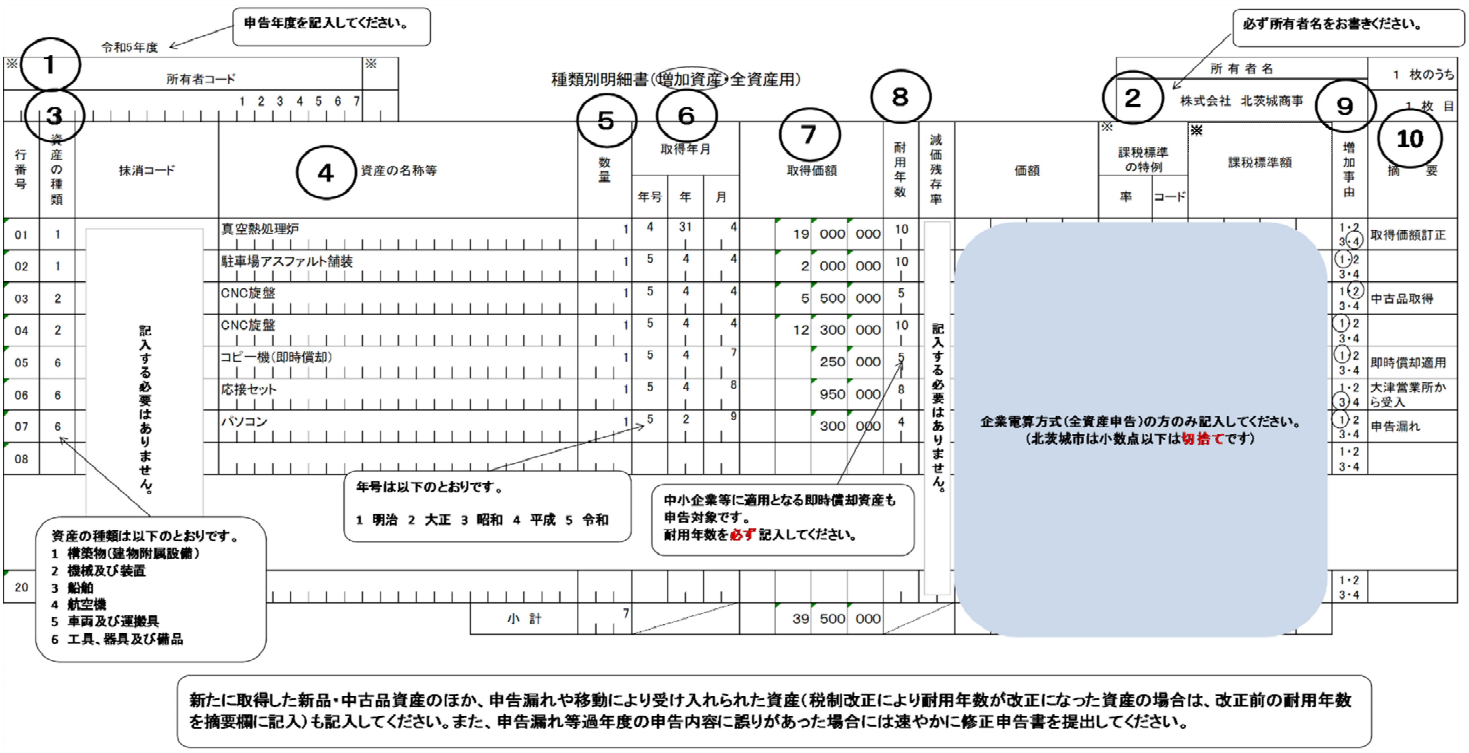

①　所有者コード

申告書の右上に表示されているコード（７桁/法人番号ではありません）を記入してください。

②　所有者名

個人事業主の場合は事業主、会社の場合は社名を記入してください。

③　資産の種類

「１　構築物」「２　機械及び装置」「３　船舶」「４　航空機」「５　車両及び運搬具」「６　工具及び備品」のいずれかを記入してください。

④　資産の名称等

資産の名称を記入してください。

⑤　数量

資産の数量を記入してください。単位は任意です。ただし、入力できるのは１から９９９までです。

⑥　取得年月

資産を取得した年月を記入してください。取得日の取扱いは所得税・法人税と同じです。

⑦　取得価額

償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業用の用に供するために直接要した費用を含む。）を記入してください。

※　消費税の取扱いは、国税において税込処理の場合は税込価格を、税抜処理の場合は税抜価格を取得価額とします。

⑧　耐用年数

原則として、法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合はその短縮耐用年数を、中古資産の場合は取得後の使用可能年数を見積もった耐用年数か、次の簡便法で計算した年数を耐用年数とすることができます。

＜簡便法＞

（ア）　法定耐用年数の全部を経過した場合…法定耐用年数×０．２

（イ）　法令耐用年数の一部を経過した場合…（法定耐用年数－経過年数）＋（経過年数×０．２）

なお、計算した年数に年未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた年数、計算した年数が２年未満の場合は２年を耐用年数にします。

⑨　増加事由

「１　新品取得」「２　中古品取得」「３　移動による受入れ」「４　その他」のいずれかに〇をつけてください。

⑩　摘要

非課税該当資産、課税標準の特例が適用される資産、短縮耐用年数又は増加償却を行なっている資産については、その旨を記入してください。増加理由について特記すべき事項（中古品取得、合併による受入れ等）がある場合も記入してください。

取得年月・取得価額・耐用年数は、忘れずに必ず記入してください。

※国税庁の耐用年数表でも分からない場合は、最寄りの税務署にお電話ください。

日立税務署（管轄地域：日立市・高萩市・北茨城市）　0294-21-6346

（自動音声で御案内します。）

６－３　種類別明細書（減少資産用）の書き方

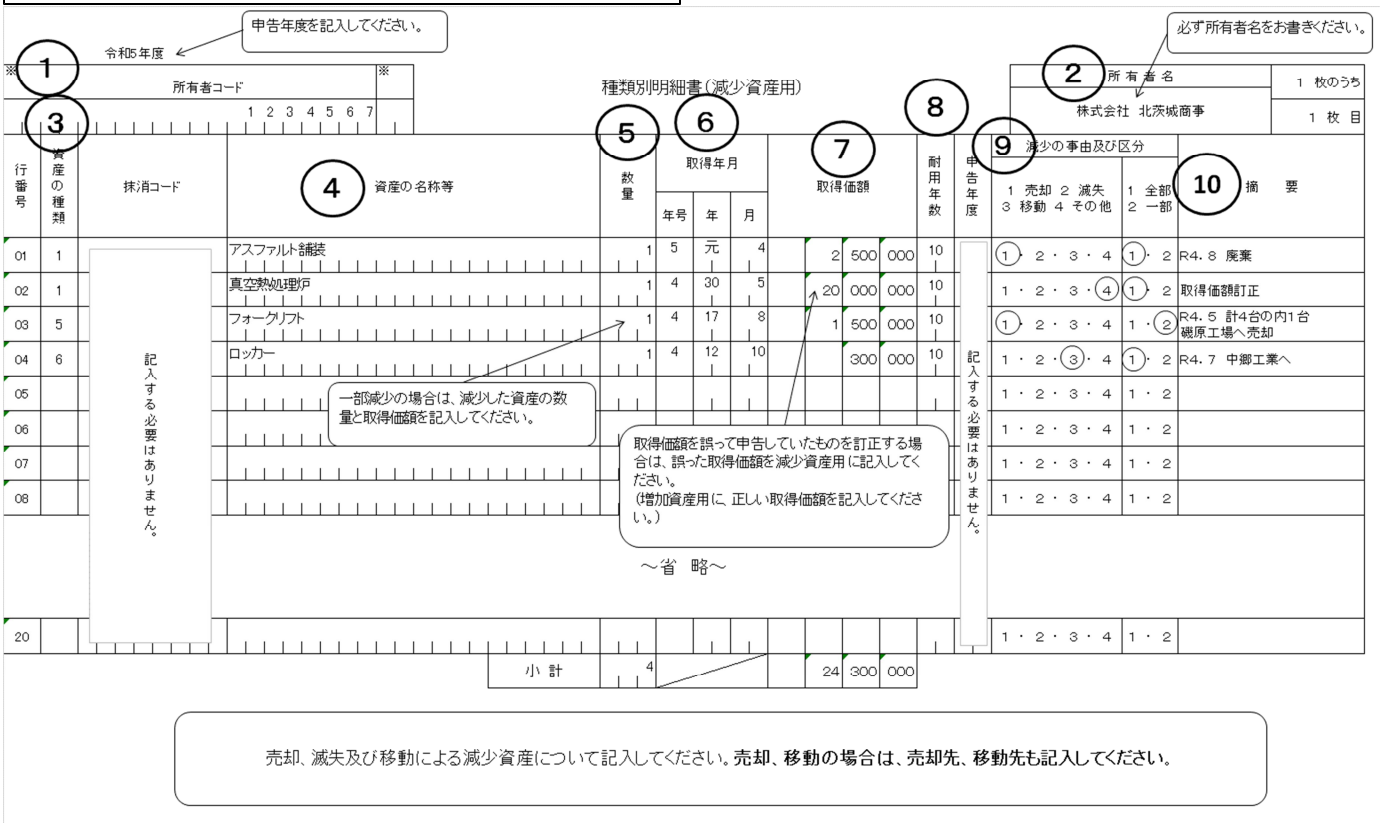

①　所有者コード

申告書の右上に表示されているコード（７桁／法人番号ではありません）を記入してください。

②　所有者名

個人事業主の場合は事業主名を、会社の場合は社名を記入してください。

③　資産の種類

減少した資産の種類を記入してください。

「１　構築物」　「２機械及び装置」　「３　船舶」　「４　航空機」　「５　車両及び運搬具」
「６　工具、器具及び備品」

④　資産の名称等

減少した資産の名称を記入してください。

⑤　数量

減少した数量を記入してください（一部減少の場合は、減少後に残った数量ではありません。）。

⑥　取得年月

減少した資産の取得年月を記入してください。

⑦　取得価額

減少した取得価額を記入してください（一部減少の場合は、減少後の残った価額ではありません。）。

⑧　耐用年数

減少した資産の耐用年数を記入してください。

⑨　減少の事由及び区分

該当する減少理由に〇をつけてください。また、全部、又は一部のいずれかに〇を付けてください。

⑩　摘要

減少した年月及び理由を記入してください。数量が２以上のものの一部を減少させた場合は、例えば〇台中〇台処分等、具体的に明記してください。

7　調査協力及び過年度遡及について

（1）　実地調査について

地方税法第 353 条〈質問調査権〉及び地方税法第 408 条〈実地調査〉に基づいて、市の償却資産担当者が申告内容の確認のために必要な帳簿類その他の参考資料の提出を求めたり、資産に係る調査を行ったりする場合がありますので、その際は御協力願います。また、調査の結果、資産の申告漏れ等がある場合は、修正分の申告をお願いすることがあります。

なお、正当な理由なく実地調査を拒否すると、地方税法第 354 条の規定により罰金等を科されることがあります。

（2）　申告しない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告しなかった場合は、北茨城市市税条例第 75 条により過料を科されるほか、地方税法第 368 条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されますので、期限までに必ず申告をお願いします。

また、虚偽の申告をすると、地方税法第 385 条の規定により罰金等を科されることがあります。

（3）　過年度への遡及について

調査に伴う申告内容の修正、資産の申告漏れ等による賦課決定に際しては、その年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります（原則として地方税法第 17 条の５第５項の規定により５年度分）。

なお、過年度分について遡及課税となる場合、通常の４回の納期ではなく一括で納付していただくことになります。

8　問い合わせ先及び申告書の提出先

〒３１９－１５９２
茨城県北茨城市磯原町磯原１６３０番地
北茨城市税務課固定資産税係
電話　０２９３－４３－１１１１（代表）　内線　１５６～１５９

※　申告書の控えに受領印が必要な方

申告書を提出される際に、提出用のほか、控え用を提出してください。
（こちらでコピーをして返送は致しません。）

なお、郵送される場合は、返信用封筒（返信先を記入の上、切手を貼付）を同封してください。
返信用封筒が同封されていない場合は、控えの返送はしませんので御了承ください。

御提出の前に

□申告書に連絡先（日中連絡の取れる電話番号）は記載されていますか？

□「資産の所在地」は記載されましたか？

□控えの返送を希望される方は、返信用封筒（切手、返送先記載済み）を同封されましたか？